

新上越斎場火葬炉整備事業者選定
プロポーザル実施要領

令和3年5月
上越市

第 1 総則

1 目的

新上越斎場建設事業基本構想（以下、「基本構想」という。）では、上越斎場の新築及び現斎場の除却・跡地整備（以下「改築」という。）を設計・施工一括発注方式（DB方式）を進めることとし、「火葬炉の整備、維持管理」、「斎場の運営」は別発注とすることとしている。

基本構想に基づいた施設整備を進めるため、構造や性能、環境対策や省力化等の技術力を備えた優れた火葬炉の整備を行う事業者の選定が必要である。

上越斎場の改築に当たり、基本構想に示す内容に加え、市の意向を十分に理解したうえで、優れた技術水準及び実績を持つ火葬炉整備を行う予定の者（以下「整備予定者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、その手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名称

新上越斎場 火葬炉整備事業

（斎整工第 3-1 号 新上越斎場 火葬炉整備工事）

(2) 事業場所

上越市大字居多地内

(3) 対象施設の概要

本件施設の概要は下表のとおりであり、別途に設計・施工事業者を公募し、DB方式で整備することを想定している。現時点での想定であるため、実施時点までに変更となる場合がある。

新斎場施設の概要（「新上越斎場建設事業 基本構想」より）

項目	内容
敷地面積	約 13,300 m ² （新斎場建設予定地 8,000 m ² 、現斎場敷地 5,300 m ² ）
火葬炉	5 基
主な施設機能	待合室、多目的室、告別室、収骨室、待合ホール、キッズコーナー（幼児遊び場）、授乳室 等
延床面積	約 2,350 m ² （予定）
供用開始時期	令和 6 年度中の供用開始を見込む

(4) 事業の内容

別紙「新上越斎場火葬炉整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）」、「新上越斎場建設事業基本構想」等による。

(5) 履行期間

契約締結の日～令和 7 年 3 月 20 日まで（予定）

※令和 6 年度中の供用開始を計画しているため、それまでに実稼働できる状態に完了させること。

(6) 見積上限額

火葬炉整備工事

275,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※提出を受けた見積金額を参考に決定するが、見積上限額を超えた技術提案書は原則、受付しない。ただし、要求水準書に記載する「第 3 火葬炉設備の長期修繕計画の経費等の保証について」は含まない。

3 選定方式

公募型プロポーザルとする。

4 参加形態

参加の申込をする者（以下「参加者」という。）は、単独であること。

なお、参加者の責任において、外部に協力者等（参加者から直接業務の一部を受託又は請負うことを予定している者をいう。）を置くことができるものとする。

5 参加資格

参加者は、参加意思表明書（様式 1）提出日時点において、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 上越市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者。ただし登載者以外の者であっても、参加意思表明書の提出までに、上越市契約検査課にて入札参加資格審査申請に必要な手続をし、市の審査を受けることを条件に、プロポーザルへの参加を認めることとする。この場合、審査の結果によって、参加を取り消すことができるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者
- (4) 本要領の公表日から契約締結日までのいずれの日においても、上越市の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を有すること。

- (7) 建設業法第 28 条の規定に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同上第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 平成 18 年度以降（実施要領公表日まで）に完了した、火葬炉設備整備事業に係る業務のうち、元請けとしての受注実績があること。
- (10) 本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。
- (11) 参加者との間に、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある、建設業法第 26 条に規定する技術者（以下「配置技術者」という。）を配置できる者であること。
- (12) 市との連絡を電子メールで行うことができること。
- (13) 市との協議を日本語で行えること。

6 全体スケジュール（予定）

内容	日程等
(1) 公告	令和 3 年 5 月 10 日（月）
(2) 質問書の提出締切	令和 3 年 5 月 17 日（月）
(3) 質問に対する回答	令和 3 年 5 月 24 日（月）
(4) 参加意思表明書の提出締切	令和 3 年 5 月 28 日（金）
(5) 参加資格審査結果通知	令和 3 年 6 月 3 日（木）
(6) 技術提案書の提出締切	令和 3 年 6 月 15 日（火）
(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 3 年 6 月下旬
(8) 選定結果の通知	令和 3 年 7 月上旬

第2 提出書類

1 参加意思表明書

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本3部、電子媒体一式（DVD-R等）1枚を提出すること。

- (1) 参加意思表明書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 施工実績調書（様式3）
- (4) 施工実績を確認できる書類の写し（契約書、工事内容を確認できる仕様書等の書類及び竣工したことを確認できる書類（コリンズ竣工登録等））
- (5) 機械器具設置工事に係る建設業許可証の写し
- (6) 企業の登記事項証明書、決算報告書（財務諸表等）及び経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (7) 配置技術者が監理技術者の場合、機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証の写し
- (8) 配置技術者が主任技術者の場合、主任技術者の資格要件を満たしていることを確認できる書類
- (9) 配置技術者の雇用関係を示す書類（健康保険証（社会保険に限る。）、雇用保険の加入を証する書類、源泉徴収票のうちいずれか）
- (10) 配置技術者業務従事調書（様式4）

2 技術提案書

A4判縦ファイルに左綴じし、提出すること。図面等は内容に適した縮尺とするが、A3判とし、折り込むこと。指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、10.5ポイント以上を基本とすること。各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号（ゴシック体10.5ポイント程度）を入れ、片面印刷とし、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とする。

提出部数は、正本1部、副本10部、電子媒体一式（DVD-R等）1枚とする。正本には、事業名称、参加者名を記載すること。副本には、会社名及び会社名が特定される記号等を記載してはならず、各ページの右上余白に、参加意思表明書の提出後に市が通知する整理記号（ゴシック体14ポイント程度）を記載すること。

- (1) 技術提案書等提出書（様式5）
- (2) 設備概要説明書（任意様式）
 - ① 燃焼システムの考え方
 - ② 各設備概要説明書
 - ア 主燃焼炉
構造、設備性能、燃料消費量及び火葬時間等
 - イ 再燃焼炉

構造、設備性能、燃料消費量、火葬時間、排ガス処理及び滞留時間等

ウ 燃焼装置

各バーナの構造とその炎の形状、操作の容易性等

エ 排気系統

排ガス冷却設備の構造及びシステム等、集じん設備の構造、保守点検の容易性等、排気設備の容量と耐久性等、排気筒の構造（騒音対策、降雨、降雪、大気拡散の配慮）等

オ 炉内台車

無臭化対策、修繕の容易性等

カ 炉内台車運搬車及び柩運搬車

構造及び美観性、会葬者等への配慮、運搬に係る人員、会葬者に対する安全性等

キ その他

③ 運転プロセスフローチャート（火葬1行程と必要に応じてその前後）

④ 火葬炉の運転等に係る説明書

ア 火葬作業の自動化及び操作性について

（火葬炉操作等で必要となる人員について記載すること）

イ 炉内温度制御、炉内圧制御、排ガス温度制御等について

(3) 火葬炉設備燃焼計算書（**別記2**「火葬炉燃焼計算基本要件」の数値を用いること。）（任意様式）

(4) 火葬炉設備設計計算書（任意様式）

再燃炉の容積計算、再燃炉の排ガス滞留時間、各設備の余裕率等について

(5) 設計仕様書（任意様式）

形式、容量、数量、構造、材質、付帯設備、操作条件等について

（主要設備の床面に係る荷重を記載すること。）

(6) 図面（任意様式）

① 各階火葬炉設備・機器配置図

② 火葬炉設備立面図、断面図

③ 築炉構造図

④ 排気筒組立図、断面図

⑤ 主要設備・機器図

⑥ 炉内台車

⑦ バーナ（主燃焼及び再燃焼）

⑧ 排ガス処理設備、排気設備

⑨ 残骨・飛灰処理設備

⑩ 柩運搬車、炉内台車運搬車

⑪ その他（設備の説明に不可欠な図面等）

(7) 電気計装に関する図書（任意様式）

① 電気負荷設備一覧表

- ② 運転時の電気負荷計算書
- ③ 電気設備・計装制御機器一覧表(種類、仕様、全数量、使用箇所を明示すること。)
- ④ 主な電気設備・計装設備機器仕様書
- ⑤ 全体制御システム図(凡例を記載すること：記号、名称を明示すること。)

(8) 排ガス等調書(様式6)

本施設の目標値と類似施設の実測値を記載すること。

(9) 工事工程表(任意様式)

(10) 予備品・消耗品に関する図書(任意様式)

(11) 計画提案書

- ① 火葬炉設備の基本的な考え方、型式・特徴など(様式7-1)
- ② 環境への配慮に関すること(様式7-2)
- ③ 設計・施工等業務協力、工事に関すること(様式7-3)
- ④ 安全対策・緊急停止時の対策(様式7-4)
- ⑤ 運営に関すること(様式7-5)
- ⑥ 維持管理費に関すること(様式7-6)

※様式内の内容を確認し、記載すること。

(12) 整備工事 項目別見積書(任意様式)(税抜金額)

(13) 燃料・電気使用量計算書(任意様式)

計算値と燃料のみ類似施設による実績値を記載すること。

(14) 長期修繕計画書(様式8)(税抜金額)

供用開始後25年間に必要な長期修繕計画について提案すること(予期しない故障や事故等の復旧に係る費用を除く。)。なお、この項目のうち、少なくとも15年間の全体額については、保証事項とする。(要求水準書「第3 火葬炉設備の長期修繕計画の経費等の保証について」を参照すること。)

※保証事項とするため、金額については十分に検討のうえ、提案すること。

3 書類の提出先等

(1) 提出先

上越市 福祉部 福祉課 福祉総務係(「第7 提出先」のとおり)

(2) 提出期限

- ① 参加意思表明書 令和3年5月28日(金)午後3時まで(必着)
- ② 技術提案書 令和3年6月15日(火)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法

- ・直接持参又は郵送とし、封筒には「公募型プロポーザル資料在中」と朱書きすること。
- ・直接持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、最終日を除く。
- ・郵送の場合は、書留郵便とすること。

(4) 提出書類の受領

- ・受領する際には、提出書類について、書類等の不備等を確認する。

- ・要求した内容以外は受領しない。

(5) 参加意思表明書の提出後の辞退

- ・参加意思表明書の提出後、やむを得ず辞退する場合は、辞退届（任意様式）により、必ず書面で届け出ること。その場合は、上記(1)の提出先に令和3年6月10日（木）午後3時までに必着とし、原本1部を直接持参又は郵送すること。

第3 質問及び回答

1 質問

(1) 提出先

上越市 福祉部 福祉課 福祉総務係（「第7 提出先」のとおり）

(2) 提出締切

令和3年5月17日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

質問書（様式9）に質問内容を記載のうえ、電子メールにより提出すること。メールのタイトルを「プロポーザル質問」とすること。

(4) 留意事項

面談又は電話での質問は一切受け付けない。

2 回答

(1) 質問に対する回答日時

- ・質問の都度、回答する。
- ・最終回答は、令和3年5月24日（月）とする。

(2) 質問に対する回答方法

質問者を伏せて市のホームページに掲載する。

第4 審査方法

1 審査概要

- (1) 学識経験者及び市職員で構成する選定委員会が、**別記1**の審査項目に基づき、提出書類、プレゼンテーションの内容及びヒアリングによる総合的な審査を行い、整備予定者として最優秀提案者及び次点者を選定する。原則、非公開とする。

選定委員は次のとおりである。

担当	氏名	所属
委員長	清水 忠明	国立大学法人 新潟大学工学部 教授
委員	服部 卓生	一般財団法人 上越環境科学センター 技術部計画調査課長
委員	坪井 義則	上越市 都市整備部営繕室長
委員	宮崎 恵子	上越市 福祉部福祉課長

- (2) 申込数に関わらず、選定委員会の採点の合計が満点の6割に満たない場合は、最優秀を決定しない場合がある。
- (3) 審査結果は全ての参加者に対し、書面により通知する。
- (4) 本プロポーザルの審査における経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

2 審査の実施手順

(1) 参加資格審査

参加意思表明書を提出した者について、参加資格要件を満たしているかを審査するものである。

① 通知日

令和3年6月3日（木）

② 内容

全ての参加者に対して、審査結果を通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出書類の確認及び説明の場として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 実施日時等

令和3年6月下旬頃

時刻及び会場については、上越市内とし、別途通知する。

② 出席者

3名以内とする。

③ 内容

- ・技術提案書等に基づく概略説明（プレゼンテーション）及び選定委員による質疑応答（ヒアリング）による審査とする。詳細は、別途通知する。
- ・プレゼンテーションは、技術提案書等を使った説明とする。
- ・審査当日の追加資料の提出や追加提案は認めない。

- ・市が用意するスクリーン、プロジェクターの使用は可能とするが、パソコンについては参加者において準備すること。なおスクリーン、プロジェクターの使用希望がある場合は、事前に提出先にメールで連絡すること。

第5 審査後の手続き及び火葬炉整備工事の契約に関する事項

1 整備予定者の選定

- (1) 整備予定者としての交渉権については、最優秀提案者に第1位交渉権を、次点者に第2位交渉権を与える。
- (2) 契約締結交渉は、第1位交渉権を与えられた者と予算の範囲内で契約締結交渉を行う。
- (3) 第1位交渉権を与えられた者が契約締結を辞退した場合は、第2位交渉権を与えられた者と契約締結交渉を行う。
- (4) 契約締結の辞退については、やむを得ない事情による場合にのみ認めることとする。
- (5) 契約手続は、上越市財務規則（昭和46年規則第35号）の定めによる。

2 契約保証金

- ・仮契約が本契約とみなされたとき、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金の納付を免除する。

3 上越市議会の議決の要否

- ・契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定する議会の議決を要する。
- ・議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び整備予定者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係は生じない。

4 仮契約の締結

- ・整備予定者として選定された者を対象とする工事請負契約は、提出された技術提案書等に基づき工事内容の詳細を協議のうえ、仮契約を締結する。なお、本工事の請負については、当該契約について議会の議決があったときにこの契約が本契約として効力を有するものとする。

5 その他

- ・火葬炉整備事業者として選定された場合、市が別途公募予定の設計・施工事業の募集、選定に係る業務へ協力すること。
- ・設計・施工事業に選定された者と連携を図ること。
- ・火葬炉設備の長期修繕計画の経費等の保証期間は施設供用開始から15年間とし、当該保証の範囲、内容等については、別紙「新上越斎場火葬炉整備事業要求水準書」のとおりとする。

第6 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 同一の者が複数の提案を行うことはできない。
- (4) 提出された書類の全ては、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 技術提案書の著作権は原則として参加者に帰属するものとする。ただし、最優秀提案者及び次点者の選定に必要と認める場合は、無償で使用するものとする。
- (6) 提出された書類は、選定に伴う作業等の必要な範囲において、複製できるものとする。
- (7) 本審査に係る情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき、提出された書類等を公開することがある。
- (8) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (10) 技術提案書の受理後は、原則、差し替え等の訂正・記載内容の変更は認めない。ただし、予定技術者について、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格及び実績がある者であるとの市の了解を得なければならないものとする。
- (11) 参加者は、最優秀提案者及び次点者選定後、本審査に係る要領等の内容又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (12) 提出書類のうち、提出条件を指定している書類の不備が認められた場合は、差替えを求める場合がある。
- (13) 問合せや連絡が必要な場合は必ず書面又は電子メールにより行うものとし、電話では受け付けない。
- (14) 理由を問わず、本プロポーザル終了までの間は、選定委員、市職員（関係職員）との接触を禁止とする。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。
- (15) 参加者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (16) 設計・施工業務、斎場の運營業務については、市が別途に事業者を選定することとしているので、これらの事業者と連携のもと、本事業を実施するものとする。
- (17) **本事業の事業者及び事業者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、設計・施工の事業者の選定に応募できない。**
- (18) 市は、本事業の事業者が斎場の運營業務の事業者の入札等に参加すること、若しくは、参加の事業者と連携することを妨げるものではない。
- (19) 本実施要領及び要求水準書に記載のない事項は、上越市財務規則（昭和46年規則第35号）第173条建設工事請負基準約款及び市の委託契約約款による。

第 7 提出先

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市 福祉部 福祉課 福祉総務係

T E L : 025-526-5111 (内線 1151)

F A X : 025-525-5157

E m a i l : fukusi@city.joetsu.lg.jp

審査項目

評価項目	評価の視点	配点
1 会社内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工実績 ・ 業務実施体制 など 	10
2 火葬炉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬炉設備の基本的な考え方、形式、特徴など 基本構想における火葬炉設備の基本的な考え方との整合、構造、設備性能、燃焼効率、制御システム、燃焼装置（主燃バーナ、再燃バーナ）、排気系統、塩害対策、遺体への尊厳の配慮など ・ 火葬炉設置スペース など 	25
3 環境への配慮に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止基準を踏まえた環境対策の考え方 	10
4 設計・施工等業務協力、工事に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工事業者への設計支援業務の対応 ・ 工程、品質管理 ・ 火葬炉整備工事費縮減の取組、効率的な施工方法 など 	10
5 安全対策、緊急停止時の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常時の安全対策 ・ 災害等非常時の緊急停止時の対策、安全対策 ・ 火葬炉設備の耐震対策 など 	10
6 運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬業務の効率的な運営を図るための設備提案 ・ 省力化の対策（火葬炉の運転従事者に対する労務負担の軽減方策） ・ 運営事業者に対する教育体制 など 	10
7 維持管理費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理費（長期修繕計画）の算出考え方、維持管理費の試算 ・ ランニングコスト縮減の取組（設備、修繕、光熱費など） 	10
8 火葬炉整備工事額（見積額）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な見積額か。 	15
合 計		100

火葬炉燃焼計算基本要件

火葬炉熱計算については、次の数値等を用いること。

- 1 火葬時間 60分（遺体等を火葬炉に入れてから冷却開始まで）
- 2 燃料 都市ガス（13A）
- 3 周囲温度 1階炉室：20℃、2階機械室：30℃、外気：20℃
- 4 開始条件 全ての物質が1階炉室と同じ温度で開始する。
- 5 空気組成 酸素：21% 窒素：79%
- 6 燃焼物 遺体：75kg、柩：15kg、副葬品：10kg [合計100kg]
- 7 排ガス温度 再燃焼炉出口温度：800℃以上
- 8 空気過剰係数 (*1)
- 9 被燃焼物の化学的組成物 (*2)
- 10 化学的組成物の低位発熱量 (*3)
- 11 都市ガスの組成等 ※上越市ガス水道局の都市ガス（13A）組成（%）とする。
- 12 燃焼の計算区分（○ 燃焼状況にある区分）

区 分		0	I	II	III
燃 焼	再燃バーナ	○	○	○	○
	主燃バーナ		○	○	○
	柩（15kg）		○	○	
	遺体（75kg）			○	○
	副葬品（10kg）			○	

※各経過区分において、遺体・柩・副葬品は均一に燃焼するものと仮定する。

※各計算式の根拠とする理論数値等は下記書籍の数値を参照すること。

特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会 発刊「火葬場の建設・維持管理マニュアル—改定新版（平成30年8月20日初版）」

(*1) P. 123 表4-10 [設定した空気過剰係数] による。

(*2) P. 121 表4-5 [被燃焼物の化学的組成 [重量100分率] (%)] による。

(*3) P. 122 表4-7 [化学的組成物の低位発熱量] による。